

一般社団法人こうなん区民利用施設協会
横浜市港南地区センター利用要綱

制 定 平成25年 4月 1日

(趣旨)

第1条 一般社団法人こうなん区民利用施設協会(以下「協会」という。)が港南区長(以下「区長」という。)から管理運営を委託(指定管理者の指定を含む)された横浜市港南地区センター(以下「センター」という)の、地域住民の自主的な活動と相互交流を通じて地域コミュニティーの形成を促す場としての利用方法その他必要な事項は、この要綱の定めるところによる。

(利用)

第2条 センターは、地域住民のだれでもが、気軽にかつ公平に利用できることを旨として、次に掲げる事項のために利用できる。

- (1) 話合い、研究会、集会など地域のグループ、サークルの自主的な活動
- (2) 講演会、講習会、展示など、住民相互の知識と教養の向上のための活動
- (3) 地域住民の相互交流と健康増進を図るためのスポーツ、レクリエーション活動
- (4) その他の地域住民の自主的な活動と相互交流のために必要な活動
- (5) 地域住民の福祉向上と相互交流のための各種催し物などの自主事業

2 別表(1)に掲げる施設(体育室を除く)は原則として団体占用利用(2名以上)とする。

(開館時間)

第3条 センターの開館時間は、原則として午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は、午前9時から午後5時までとする。

(休館日)

第4条 センターの休館日は、12月28日から1月4日までとする。

2 協会の会長(以下「会長」という。)は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めた場合は、区長と協議の上、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

(占用利用)

第5条 別表(1)に掲げるセンター施設(料理室を除く)を団体で占用利用する者は、次の表の午前、午後①、午後②、夜間の利用時間帯で利用する。

[平日]

[日曜・祝日]

時間帯	時 間
午 前	午前 9時 ~ 正 午
午後①	正 午 ~ 午後 3時
午後②	午後 3時 ~ 午後 6時
夜 間	午後 6時 ~ 午後 9時

時間帯	時 間
午 前	午前 9時 ~ 正 午
午後①	正 午 ~ 午後 3時
午後②	午後 3時 ~ 午後 5時

2 料理室を団体で占有利用する者は、次の表の午前A、午前B、午後A、午後B、夜間A、夜間Bの利用時間帯で利用する。

時間帯	時 間
午前A	午前 9時 ~ 午前 11時
午前B	午前 11時 ~ 午後 1時
午後A	午後 1時 ~ 午後 3時
午後B	午後 3時 ~ 午後 5時
夜間A	午後 5時 ~ 午後 7時
夜間B	午後 7時 ~ 午後 9時

3 体育室を団体で占有利用する者は、個人利用区分を除いた別表(2)の区分により利用する。ただし、利用区分は、利用実態に応じて適宜変更できる。その場合も団体の割合は5割以下とする。

(占有利用の申込み及び決定)

第6条 センターの各部屋を団体で占有利用する者は、あらかじめ「利用団体登録票」を提出し団体利用をすることとする。

2 占有利用の申込みは、利用予定日の2か月前の1日から10日までの間に受け付ける。申込者が多数の場合は、13日に抽選を行い占有利用者を決定する。

3 前項によっても占有利用者が決定していない部屋については、20日以降に随時受け付け、占有利用者を決定する。

4 前三項について、センターが特に必要と認めた場合は、この限りではない。

5 センターの各部屋を占有利用する者は、所定の「利用申請書」に必要事項を記入し、指定管理者の許可を受けなければならない。

(占有利用の申込み制限)

第7条 団体の占有利用の申込みは、一時間帯を1回とし、原則として1か月に5回までとする。

2 架空の団体名によって重複して申込みを行い、又は利用した場合には、以後、その団体の申込みを禁止する。

(利用条件)

第8条 センターの利用の承認を得た者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 利用時間を遵守すること。

(2) 利用時間内に清掃及び後始末をすること。

(3) 使用した物品の確認を行い、所定の位置に返納すること。

(4) 許可なく物品の販売その他これに類する行為を行わないこと。

(5) センターの設備又は貸与を受けた用具を、故意又は重大な過失により破損若しくは紛失した場合は、利用責任者が弁償すること。

(利用の制限、不許可、許可取消)

第9条 利用の制限とは、主として、団体個人を問わず施設を利用する際に制限することを指す。

2 利用の不許可、許可取消とは、主として、施設の利用許可申請に対する制限を指す。

3 センターは、次のいずれかに該当する場合には、利用を制限することができる。

- (1) 営利のみを目的とする利用
- (2) センターの設置目的に反する利用
- (3) センターの秩序や公益を害するおそれのある利用
- (4) センターの管理上支障がある利用
- (5) 申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき

(利用の取消)

第10条 削除

(利用料金)

第11条 センターを団体で占有利用する者は、協会に対してその利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表(1)に定める額とする。

(利用料金の徴収日)

第12条 利用料金の徴収は、利用日当日の入室前までに行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める場合は、その限りではない。

(利用料金の返還)

第13条 利用日の7日前までに利用取消しの申し出があった場合、利用料金は全額返還する。

2 前項の規定にかかわらず、天災、悪天候等やむを得ないと市長が認める場合は、その限りではない。

(利用料金の減免)

第14条 本市(区)が主催・共催する事業の他、別表(3)に掲げる利用については、利用料金を減免することができる。

(優先申込み)

第15条 次の表に掲げる利用については、優先申込みができることとする。

	対象となる利用
①	地区センター各館の自主的事業を引き継いだ事後サークルが利用する場合(自主事業終了後6か月以内)
②	その他会長が必要と認めた場合

※優先申込みについては、従来どおり会長と運営委員会が協議して決定する。

(免責)

第16条 この要綱の規定によりセンターを利用する者又は入館した者が負傷又は病気などによって生じた損害については、協会は一切の責を負わない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年2月1日から施行する。

別表1 センター施設室名と利用料金

室名	一時間帯の利用料金	日祝最終コマ (2時間)
体育室	540円	
中会議室	1,140円	760円
小会議室1	690円	460円
小会議室2	450円	300円
工芸室	630円	420円
料理室	520円	520円
音楽室	300円	200円
和室	全	840円
	14畳	540円
	8畳	300円

別表2 体育室の利用区分

	日祝	月	火	水	木	金	土
午前	個人利用	団体利用	団体利用	団体利用	団体利用	団体利用	団体利用
午後①	団体利用	団体利用	団体利用	団体利用	団体利用	団体利用	個人利用
午後②	個人利用	個人利用	個人利用	個人利用	個人利用	個人利用	個人利用
夜間		個人利用	団体利用	団体利用	団体利用	個人利用	団体利用

別表3 利用料金の減免

①	・横浜市から委託・依頼・要請等を受けた事業を推進する目的で利用する場合 ・区の自主事業を引き継いだ公益的事業を行う場合 ・センターが自主事業等を行うために利用する場合	10割
②	高齢者福祉・障害者福祉・子育て支援・青少年の健全育成等を目的に活動する団体がその目的に沿った事業を実施するために利用する場合	5割
③	その他会長が公益上特に必要と認めた場合	5割又は 10割

*5割減免の場合の10円未満の端数については徴収しない。

2 利用料金の減免を申請する団体は、利用料金減免申請書(第3号様式)をセンターへ提出する。

3 センターは前項の申請書を審査し区役所と協議の上、利用料金減免通知書(第4号様式)を交付する。